

ペットの飼い主のかたへ

◎犬の登録・狂犬病予防注射について

生後91日以上犬を飼っている方は、犬の登録(犬の生涯に1回)と狂犬病予防注射(毎年度1回)を受けさせることが狂犬病予防法で義務付けられています。

また、住所(引越し、転入)や所有者の変更など、犬の登録事項に変更があった場合や、犬が死亡した場合は届出が必要となっています。



注射済票
(済票交付手数料 550円)



犬鑑札
(犬の登録手数料 3,000円)

◎いなくなったら、すぐに連絡を!

飼っている犬・ねこがいなくなったら、すぐに動物愛護指導センター(☎028(684)5458)、役場、警察署に連絡をしてください。

万が一、動物がいなくなってしまったときのためにも、迷子札やマイクロチップ登録、犬の場合は「犬鑑札」と「注射済票」をいつも身に付けてあげましょう。

◎犬のフンについて

最近、「自宅の敷地内に犬のフンをされて困っている」「散歩をしていても道路に犬のフンがあって汚い」という苦情が多く寄せられています。

一部の心ない飼い主のおかげで、きちんとマナーを守って散歩させている愛犬家の方達も肩身の狭い思いをしています。

もう一度初心に戻って次の「ペットの飼い主に守ってほしい5か条」を参考に基本的なマナーを守り、地域の環境美化に努めましょう!

【ペットの飼い主に守ってほしい5か条】

1.動物の習性等を正しく理解し、最後まで責任をもって飼うこと

飼い始める前から正しい飼い方などの知識をもち、飼い始めたら、動物種に応じた適切な飼い方をして健康・安全に気を配り、最後まで責任をもって飼いましょう。

2.危害や迷惑の発生を防止すること

糞尿や毛、羽毛などで近隣の生活環境を悪化させたり、公共の場所を汚さないようにしましょう。また、動物の種類に応じてしつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけることのないようにしましょう。

3.むやみに繁殖させないこと

生まれる全ての命に責任が持てないのであれば、不妊去勢手術などの繁殖制限措置を行いましょう。野良犬や猫への無責任なエサやりは、不幸な命が増える原因となります。飼わない場合は、安易にエサを与えないようにしましょう。

4.動物による感染症の知識をもつこと

動物と人の双方に感染する病気(人と動物の共通感染症)について、正しい知識を持ち、自分や他の人への感染を防ぎましょう。

5.所有者を明らかにすること

盗難や迷子を防ぐためにも、飼っている動物が自分のものであることを示す、マイクロチップ、名札、足環などの標識をつけましょう。

▶問い合わせ先=栃木県動物愛護指導センター ☎028(684)5458
住民生活課 生活環境係 ☎569131